■女性活躍推進法に基づく行動計画

女性が管理職として活躍でき、時間外労働を削減して仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、 次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 令和 3 年 12 月 1 日~令和 6 年 11 月 30 日までの 3 年間
- 2. 内容

目標1 管理職 (課長級以上) に占める女性労働者の割合を 25% 以上にする

対策

令和 3 年 12 月~	経営層や管理職を対象に、会議にて女性活躍に関する意見交換の実施
令和 4 年 12 月~	管理職養成のための研修カリキュラム作成及び昇進・昇格の評価 基準や 運用等の確認及び見直し
令和 4 年 6 月~	管理職候補の女性を対象とした研修を3ヶ月に1回実施
令和 5 年 12 月~	管理職候補の女性社員及びその上司を対象として、今後のキャリアプランに 関する面談を実施

目標2 令和5年12月までに、従業員全員の時間外労働を1人当たり月間20時間未満とする

対 策

令和 3 年 12 月~	時間外労働の原因の分析等を行う
令和 4 年 6 月~	管理職を対象とした意識改革のための研修を2回実施
令和 4 年 12 月~	社内報などによる社員への周知
令和 5 年 6 月~	各部署における問題点の検討及び研修の実施